

利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会
中間取りまとめ（抜粋）

平成24年8月

目次

1．はじめに

2．今般の事案の概要

3．今後の基本的対応について

(1) 当面对応すべき事項

(2) 今後検討すべき事項

(参考資料 1) 水質事故の原因究明調査結果の概要

(参考資料 2) ヘキサメチレンテトラミンの概要

1. はじめに

平成 24 年 5 月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1 都 4 県の浄水場において取水停止が生じるとともに、同月 19 日から 20 日にかけて千葉県内 5 市の 3 6 万戸において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生した。

今回の事案は、取水停止が広範囲に及ぶものであり、今後の再発防止や問題が生じた場合の迅速な対応を図る観点から、学識者、関係県から構成される「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」において、主に、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等における制度的な対応について検討を行ってきた。

本取りまとめは、今般の事案を踏まえ、すぐに実施すべき事項について提案するとともに、必要な調査を行った上で今後検討すべき事項を整理したものである。環境省におかれては、本中間取りまとめを踏まえ、緊急的な対応を含め、計画的に必要な対策を進めていかれることを期待する。

2. 今般の事案の概要

群馬県、高崎市、埼玉県において、原因究明調査等が実施され、それを踏まえると、今般の事案の概要は次のとおりである。

埼玉県に所在する DOWA ハイテック(株)が、高濃度のヘキサメチレンテトラミンを含む廃液の処理を、高崎市内の事業者へ委託。

委託を受けた事業者は、ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を、計 6 5 . 9 1 トン(廃液には約 10.8 トンのヘキサメチレンテトラミンが含まれると推定)受け入れ、5 月 10 日～19 日の間、中和処理を行い、処理水を新柳瀬橋上流で烏川に合流する排水路に放流した。

当該事業者は、廃液に高濃度のヘキサメチレンテトラミンが含有していることを認識せずに、中和処理だけを行ったものであり、結果としてヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま河川中に放流されたと強く推定された。

河川に排出されたヘキサメチレンテトラミンが、下流に流下し、利根川水系の広範囲の浄水場において、浄水過程で注入される塩素と反応し、消毒副生成物としてホルムアルデヒドが生成した。

3. 今後の基本的対応について

多量のヘキサメチレンテトラミンが一時的に公共用水域に排出され、現に水道への影響が生じたことから、今般の取水障害の原因物質であるヘキサメチレンテトラミンについては、廃棄物の適正な委託及び排水の管理の観点から、緊急的に対応することが必要であり、当面对応すべき事項について取りまとめた。

また、ヘキサメチレンテトラミン以外の物質については、今後、知見の集積を進め、それを踏まえ、対応を進めていく必要があることから、今後検討すべき事項として取りまとめた。

今後の対応に当たっては、以下の基本的対応を踏まえ、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等の制度的な検討を個別に進めていくことが適当である。

(1) 当面对応すべき事項

1) 指定物質への追加

ヘキサメチレンテトラミンを水質汚濁防止法に規定する「指定物質」に追加することが適当である。

これにより、ヘキサメチレンテトラミンを含む排水が事故により公共用水域に排出された場合、排出事業者において、応急の措置が講じられるとともに、都道府県に報告が行われることになり、今後、同様な事案が発生した場合にも、迅速な対応が可能となる。

また、指定物質に指定することにより、ヘキサメチレンテトラミンが利水障害を生じさせるおそれがある物質であると認識されることとなり、当該物質を含む廃液の取扱いについて、事業者に注意を促す効果もあることから、今後の再発防止に対して一定の効果が期待される。

2) 排水処理における留意事項の周知

ヘキサメチレンテトラミンを含む工場・事業場からの排水について、適切な管理が行われるよう、利水障害が生ずるおそれがない排水の濃度について周知することが適当である。

具体的には、当面、排水のホルムアルデヒド生成能の目安を、これまで排水基準が原則として環境基準の10倍に設定されていること等を勘案し、ホルムアルデヒドの水道水質基準(0.08mg/L)の10倍(0.8mg/L)とし、事業者等に周知することが適当である。

3) 要調査項目への追加

ヘキサメチレンテトラミンを要調査項目の対象物質とし、環境中の濃度

について把握を行うことが適当である。

4) 廃液の処理委託における情報提供の徹底

再発の防止のため、ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液の処理委託に当たって、排出事業者は適切な処理方法を選択し、処理業者における処理が期待した処理方法に従って適切に行われるよう措置を講ずることが必要である。また、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDS ガイドライン）の活用により、ヘキサメチレンテトラミンが含まれていることを委託契約書に記載し、処理において留意すべき事項等とともに処理業者に情報伝達することが適当である。

(2) 今後検討すべき事項

1) ヘキサメチレンテトラミン以外の物質に関する検討

浄水処理に伴ってホルムアルデヒド等の有害な物質が生成する物質については、ヘキサメチレンテトラミン以外にもあると推定されるが、現時点では、水道への影響が懸念される具体的な物質について十分な知見がない。

したがって、浄水処理に伴ってホルムアルデヒドが生成する可能性がある物質等の抽出やそれらの物質に係る環境中の濃度、公共用水域への排出状況などについて、厚生労働省とも連携を図りつつ、知見の集積を進め、それを踏まえ、ヘキサメチレンテトラミン以外の物質の取扱いを検討すべきである。

2) WDS ガイドラインの見直し等

WDS ガイドラインの法的位置づけについて整理し、廃棄物処理法施行令及び施行規則で規定される委託基準等の改正の必要性について検討すべきである。

また、今回の事案の発生を受けて、情報伝達に含める化学物質の選定に当たって、水質汚濁防止法、水道法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規制対象との整合を図りつつ、WDS ガイドラインの見直し等について検討すべきである。

3) 自主的な排水管理の促進

事業者による自主的な排水管理が可能となるよう、排水水として人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない濃度の目安などについて検討すべきである。

利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会 委員名簿

(座長) 新美 育文	明治大学法学部 教授
浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部 水管理研究分野上席主任研究官
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科 教授
酒井 伸一	京都大学環境科学センター センター長
下井 康史	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
滝上 英孝	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター ライフサイクル物質管理研究室 室長
中杉 修身	上智大学大学院地球環境学研究科 元教授
畠山 真一	埼玉県環境部長
細見 正明	東京農工大学大学院工学研究院化学システム工学科 教授
森田 昌敏	愛媛大学農学部 客員教授
山口 栄一	群馬県環境森林部長
オブザーバー	厚生労働省健康局水道課 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

検討経緯

第1回 平成24年6月14日

- ・利根川水系における取水障害及びその対応について
- ・検討に当たっての論点

第2回 平成24年7月19日

- ・関係機関における対応状況について
- ・今後の基本的対応について

第3回 平成24年8月9日

- ・中間取りまとめについて